相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県小県郡長和町和田一三〇四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　柳澤　一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十八日

長野県上田市中央西二丁目四番三号ニッケンビル二階―B　相続財産管理人　織　英子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区馬渕四丁目八九番地、最後の住所静岡県静岡市駿河区曲金四丁目三番一五号　県営曲金団地四〇二号　被相続人　亡　都甲かほる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十八日

事務所静岡県静岡市清水区上清水町六番二二号　弁護士倉田雅年法律事務所　相続財産管理人　弁護士　倉田　雅年

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区八熊通六丁目二番地、最後の住所名古屋市中川区五女子町五丁目一〇四番地　被相続人　亡　鬼頭　幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十八日

名古屋市中区錦三―二―四　相互ビル三階　大場鈴木堀口合同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市新川町四八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　礼一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十八日

愛知県豊橋市前田南町一丁目一五番地二五　相続財産管理人　弁護士　菅生　剛弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区小山下内河原町七九番地、最後の住所京都市山科区大宅御所田町一一五番地一ヴィラ山科　被相続人　亡　河内　キサ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十八日

京都市中京区壬生檜町六番二　エスティハウス西院二〇一　みぶ総合司法書士事務所　相続財産管理人　司法書士　中西　真弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県篠山市今田町下立杭一二九番地、最後の住所兵庫県篠山市今田町下立杭一二九番地　被相続人　亡　西端二三男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十八日

兵庫県篠山市北新町三九番地の四　弁護士法人イースト　相続財産管理人　弁護士　東　泰弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県益田市美都町都茂三二八四番地、最後の住所島根県松江市宍道町西来待九〇〇番地一ケアホームはるか　被相続人　亡　大谷　一則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十八日

島根県益田市中吉田町一〇八五番地七　セ　ンタービル二階　弁護士法人山陰リーガルクリニック益田事務所　相続財産管理人　弁護士　山本　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市大字清尾七〇一番一地、最後の住所山口県周南市大字小松原一〇八六番地　被相続人　亡　山縣　安彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十八日

山口県周南市毛利町一丁目五番地の二松秀ビル四階　相続財産管理人　弁護士　石原詠美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市北田宮一丁目三一九番地三最後の住所徳島県徳島市北田宮二丁目二番四三号　被相続人　亡　山本　島代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十八日

徳島県徳島市東大工町一丁目一九番地　相続財産管理人　小笠原哲二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市木太町三一三六番地、最後の住所香川県高松市木太町二六九七番地一二　被相続人　亡　松本　要

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十八日

高松市丸の内五番一六号　間島ビル一階　相続財産管理人　弁護士　伊藤　雅啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県南国市稲生二四二七番二地、最後の住所高知県高知市大津乙七一九番地高知城東病院　被相続人　亡　竹内　恭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十八日

高知県香美市土佐山田町西本町三丁目一番三四号　相続財産管理人　河上　雅彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県西松浦郡有田町南原甲三〇二番地、最後の住所佐賀県西松浦郡有田町南原甲三〇二番地一　被相続人　亡　松永　睦男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十八日

佐賀県佐賀市富士町大字内野二番地二八　相続財産管理人　石井　久人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県鳥栖市轟木町一四八五番地、最後の住所佐賀県鳥栖市萱方町一四二番地四二　被相続人　亡　堀　正憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十八日

佐賀県佐賀市南佐賀一丁目一〇番四号田島正道司法書士事務所　相続財産管理人　司法書士　田島　正道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市城島町浜五〇一番地、最後の住所福岡県久留米市瀬下町一一番地　被相続人　亡　三箇尻辰美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十八日

福岡県久留米市城南町一六番地九　大橋司法書士事務所　相続財産管理人　司法書士　馬場　信也